（略）	（略）
注　「公正証書等」とは、法第６条第２項第２号の公正証書又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第７条の私署証書若しくは電磁的記録をいう。	注　「公正証書等」とは、法第６条第２項第２号に規定する公正証書又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第７条に規定する私署証書をいう。
第六号様式（第十八条関係）	第六号様式（第十八条関係）
（Ａ４）	（Ａ４）
（略）	（略）
〔法第14条第１項の代金返還請求権等の存在及び内容について供託宅地建物取引業者と合意した旨が記載された公証人の認証を受けた私署証書又はその旨が記録された公証人の認証を受けた電磁的記録〕	〔法第14条第１項の代金返還請求権等の存在及び内容について供託宅地建物取引業者と合意した旨が記載された公証人の認証を受けた私署証書〕
において記載され、又は記録された代金返還請求権等のうち、法第14条第１項の代金返還請求権等として新築住宅の買主が住宅販売瑕疵担保保証金の還付を受けることができる額について確認を受けたく、下記のとおり申請します。	において記載された代金返還請求権等のうち、法第14条第１項の代金返還請求権等として新築住宅の買主が住宅販売瑕疵担保保証金の還付を受けることができる額について確認を受けたく、下記のとおり申請します。
（略）	（略）
注１　「公正証書等」とは、法第14条第２項第２号の公正証書又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第18条の私署証書若しくは電磁的記録をいう。	注１　「公正証書等」とは、法第14条第２項第２号に規定する公正証書又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第18条に規定する私署証書をいう。
注２　本申請書には、法第14条第２項第１号の債務名義の謄本、同項第２号の公正証書の謄本、当該公正証書に記録されている事項の全部を出力した書面若しくは当該事項の全部を記録した電磁的記録又は施行規則第18条の私署証書若しくは電磁的記録を添付すること。	注２　本申請書には、法第14条第２項第１号の債務名義の謄本、同項第２号の公正証書の謄本又は施行規則第18条の私署証書を添付すること。
第八号様式（第十八条関係）	第八号様式（第十八条関係）
（Ａ４）	（Ａ４）
（略）	（略）
〔法第14条第１項の代金返還請求権等の存在及び内容について供託宅地建物取引業者と合意した旨が記載された公証人の認証を受けた私署証書又はその旨が記録された公証人の認証を受けた電磁的記録〕	〔法第14条第１項の代金返還請求権等の存在及び内容について供託宅地建物取引業者と合意した旨が記載された公証人の認証を受けた私署証書〕
において記載され、又は記録された代金返還請求権等のうち、法第14条第１項の代金返還請求権等として新築住宅の買主が住宅販売瑕疵担保保証金の還付を受けることができる額について、下記のとおり確認した。	において記載された代金返還請求権等のうち、法第14条第１項の代金返還請求権等として新築住宅の買主が住宅販売瑕疵担保保証金の還付を受けることができる額について、下記のとおり確認した。
（略）	（略）
注　「公正証書等」とは、法第14条第２項第２号の公正証書又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第18条の私署証書若しくは電磁的記録をいう。	注　「公正証書等」とは、法第14条第２項第２号に規定する公正証書又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第18条に規定する私署証書をいう。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一号に掲げる規定の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。